

関 係 各 位

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

このことについて、平成28年3月31日付けで厚生労働省から発出された「地域密着型通所介護の施行に伴う「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」において、届出様式の一部改正が行われたため、次のとおり北海道の様式を定めましたので通知します。

つきましては、貴管内の各サービス事業者あて周知をお願いします。

記

1 改正した介護給付費算定に係る体制等に関する届出等各様式（道分）

- ・別紙1 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス 居宅介護支援）」
- ・別紙2 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・別紙12-5 「サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）通所介護・（介護予防）通所リハビリテーション事業所）」

掲載場所：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/kyufuhiyoshiki.htm>

2 その他

地域密着型通所介護の施行に伴う地域密着型サービスの様式の改正分についても、道のホームページ（掲載場所：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/kyufuhiyoshiki.htm>）に掲載していますので、ご参考に願います。

（連絡先 事業指定グループ
011-204-5935）